

鳥取市スポーツ推進委員協議会補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、鳥取市スポーツ推進委員協議会補助金(以下「本補助金」という。)について、鳥取市補助金等交付規則(昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、スポーツ推進委員の資質の向上を図り、有機的な活動を促進する鳥取市スポーツ推進委員協議会(以下「協議会」という。)の活動に要する経費に対し補助金を交付し、もって本市の社会体育の振興に寄与することを目的とする。

(補助金の算定等)

第3条 本補助金は、協議会の活動に要する経費(会費等の特定財源を除く。)に10分の10を乗じて得た額(1,000円未満の端数は切り捨てる。)以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(補助金の交付申請)

第4条 本補助金の交付申請は、活動計画書及び収支予算書を添付し、毎年4月30日までに行わなければならない。

(補助金の実績報告)

第5条 規則第12条に定める実績報告は、活動報告書及び収支決算書とし、補助金が交付された年度の翌年度の4月30日までに提出しなければならない。

(雑 則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年5月15日から施行し、平成24年度の補助金から適用する。